

三原市規則第41号 建築基準法施行細則の一部を改正する規則の制定について

建築基準法施行細則(平成20年三原市規則第9号)新旧対照表

第1条関係

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(確認の申請書に添付する図書)</p> <p>第4条 法第6条第1項(法第87条第1項, 法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により確認の申請書を提出しようとする者及び法第18条第2項(法第87条第1項, <u>法第87条の4</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により通知する者(以下「国の機関の長等」という。)は, 省令第1条の3又は省令第3条で定めるもののほか, 次に掲げる図書又は書面(以下「図書等」という。)を添えなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(建築物の許可申請)</p> <p>第34条 省令第10条の4第1項の規定により市長が定める図書等は第4条に規定する図書等のほか次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 断面図(法第44条第1項第2号若しくは第4号, 法第47条ただし書, 法第53条第4項若しくは第6項第3号, 法第55条第3項各号, 法第56条の2第1項ただし書, 法第57条の4第1項ただし書, 法第59条第1項第3号若しくは第4項, 法第59条の2第1項, 法第60条の2第1項第3号, <u>法第67条第5項第2号</u>若しくは第9項第2号, 法第68条第2項第2号, 法第68条の3第4項, 法第68条の5の3第2項又は法第68条の7第5項の規定による許可に限る。), <u>縮尺</u>, 床の高さ, 各階天井の高さ, 軒及びひさしの出, 軒の高さ及び建築物の高さ並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造</p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>(確認の申請書に添付する図書)</p> <p>第4条 法第6条第1項(法第87条第1項, 法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により確認の申請書を提出しようとする者及び法第18条第2項(法第87条第1項, <u>法第87条の2</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により通知する者(以下「国の機関の長等」という。)は, 省令第1条の3又は省令第3条で定めるもののほか, 次に掲げる図書又は書面(以下「図書等」という。)を添えなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(建築物の許可申請)</p> <p>第34条 省令第10条の4第1項の規定により市長が定める図書等は第4条に規定する図書等のほか次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 断面図(法第44条第1項第2号若しくは第4号, 法第47条ただし書, 法第53条第4項若しくは第5項第3号, 法第55条第3項各号, 法第56条の2第1項ただし書, 法第57条の4第1項ただし書, 法第59条第1項第3号若しくは第4項, 法第59条の2第1項, 法第60条の2第1項第3号, <u>法第67条の3第5項第2号</u>若しくは第9項第2号, 法第68条第2項第2号, 法第68条の3第4項, 法第68条の5の3第2項又は法第68条の7第5項の規定による許可に限る。)<u>縮尺</u>, 床の高さ, 各階天井の高さ, 軒及びひさしの出, 軒の高さ及び建築物の高さ並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造</p> <p>(3)～(7) 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(工事監理状況の報告)</p> <p>第10条 工事監理者(工事監理者を定めていない場合にあつては、工事施工者)は、市長又は建築主事から建築物に関する工事監理の状況に関して報告を求められたときは、<u>工事監理状況報告書(様式第1号)</u>により報告しなければならない。</p> <p>(完了検査申請書等に添える書類等)</p> <p>第10条の2 省令第4条第1項第6号の規定により市長が定める書類は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>敷地に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域を含む建築物にあつては、土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書(様式第2号。以下この号において「報告書」という。)</u>。ただし、<u>次のアからウまでのいずれかに該当する建築物については、当該書類を添えることを要しない。</u></p> <p>ア <u>居室を有しない建築物</u></p> <p>イ <u>法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物</u></p> <p>ウ <u>政令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書又は報告書を添付して、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認申請又は法第7条の3第1項若しくは第7条の4第1項の規定による中間検査申請を行った建築物</u></p> <p>(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第</u></p>	<p>(工事監理状況の報告)</p> <p>第10条 工事監理者(工事監理者を定めていない場合にあつては、工事施工者)は、市長又は建築主事から建築物に関する工事監理の状況に関して報告を求められたときは、<u>工事監理状況報告書</u>により報告しなければならない。</p> <p>(完了検査申請書等に添える書類等)</p> <p>第10条の2 省令第4条第1項第6号の規定により市長が定める書類は、<u>土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書(別記様式。以下この条において「報告書」という。)</u>とする。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該書類を添えることを要しない。</u></p> <p>(1) <u>敷地に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域を含まない建築物</u></p> <p>(2) <u>居室を有しない建築物</u></p>

11条第1項に規定する特定建築行為をしようとする建築物にあつては、省エネ基準工事監理状況報告書(標準入力法)(様式第3号)

(3) 前号に規定する建築物のうち建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロの基準に適合している建築物にあつては、省エネ基準工事監理状況報告書(モデル建物法)(様式第4号)

(4) 地業工事(構造耐力上主要な部分である基礎ぐいを施工する工事をいう。)の施工がある建築物にあつては、地業工事監理状況報告書(様式第5号)

(5) 鉄筋コンクリート造の建築物で階数が3以上であるもの又は延べ面積が500平方メートルを超えるものにあつては、次のア及びイに掲げる書類

ア コンクリート工事監理状況報告書(様式第6号)

イ 鉄筋工事監理状況報告書(様式第7号)

(6) 鉄骨造の建築物で階数が3以上であるもの、延べ面積が500平方メートルを超えるもの又は架構を構成する柱の相互の間隔が15メートルを超えるものにあつては、鉄骨工事監理状況報告書(様式第8号)

(7) その他市長が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認める書類

2 前項(第1号から第4号まで及び第7号を除く。)の規定は、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物について準用する。

3 第1項(第1号から第3号までを除く。)の規定及び前項の規定は、特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。

(3) 法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物

(4) 国、県又は市の建築物

(5) 政令第80条の3の規定に適合することの確認に必要な図書又は報告書を添付して、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認申請又は法第7条の3第1項若しくは第7条の4第1項の規定による中間検査申請を行った建築物

4 第1項(第2号, 第3号及び第7号を除く。)の規定は, 省令第4条の8第1項第4号の規定により市長が定める書類に準用する。この場合において, 第1項第1号ウ中「法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認申請又は法第7条の3第1項若しくは第7条の4第1項の規定による中間検査申請」とあるのは「法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認申請」と読み替えるものとする。

5 前項で準用する場合のほか, 省令第4条の8第1項第4号の規定により市長が定める書類は, 次に掲げるものとする。

(1) 法第6条の4の規定により, 確認の特例を受ける建築物にあっては, 次のアからウまでに掲げる書類

ア 壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した各階平面図

イ 政令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を明示した書類

ウ 政令第47条第1項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を明示した書類

(2) その他市長が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認める書類

6 次に掲げる建築物は, 前各項の規定にかかわらず, これらの規定による書類を提出することを要しない。

(1) 国, 県又は建築主事を置く市の建築物

(2) 前条の規定により, 市長又は建築主事に前各項に規定する工事の監理状況について報告のあった建築物

2 前項の規定は省令第4条の8第1項第4号の規定により市長が定める書類に準用する。この場合において, 前項第5号中「法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認申請又は法第7条の3第1項若しくは第7条の4第1項の規定による中間検査申請」とあるのは「法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認申請」とする。